

広報

たかはま

2018

4.1

No.1312

- P3 市役所臨時駐車場のご案内
- P4 平成30年度施政方針・当初予算
- P8 平成30年度教育行政方針
- P10 国民健康保険制度が変わります
- P21 平成30年度児童クラブ員募集

思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま

各種相談

市長との対話日

5月10日(木) 午前9時～正午 市長応接室
 ※5月2日(水)までに困人事務グループ(内線309)へ申込
 ※公務の都合により変更になる場合があります。

税務相談(税理士)

4月10日(火) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※相続・贈与・譲渡・住宅取得・申告などに関する税一般
 予約優先(内線264)

労働相談(西三河事務所職員)

4月11日(水) 午後1時～4時 市役所相談室
 ※職場での悩みごと・困りごとなど(解雇・賃金・労働時間など)
 予約制(内線264)

市民相談(困市民生活グループ職員)

平日 午前8時30分～午後5時15分 市役所相談室
 ※市役所への意見・要望など(内線264)

日系人相談(ポルトガル語のわかる相談員)

平日 午前8時30分～午後5時
 困市民生活グループ(内線264)
 ※庁舎内の案内、通訳など

人権相談(人権擁護委員)

4月5日(木) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※いじめ、虐待、差別などの人権問題(内線264)

行政相談(行政相談委員)

4月5日(木) 午後1時～3時 市役所相談室
 ※国・県・市などに対する苦情・要望など(内線264)

消費生活相談(消費生活相談員)

4月4・11・18・25日(水)午後1時～4時 市役所相談室
 ※消費者トラブルの相談など(内線264)

教育相談

・いじめ不登校 月～金 午後3時～4時30分
 ほっとスペース(いきいき広場3階)
 ・学習、進路 月～金 午前9時～午後4時30分
 いきいき広場3階学校経営グループ
 ※事前に、ほっとスペース(☎53-5101)または
 いきいき学校経営グループ(内線345)へ申込

心配ごと相談(弁護士)

4月5・19日(木)
 午後1時～3時45分 いきいき広場
 ※予約制。社会福祉協議会(☎52-2002)へ申込

介護相談(地域包括支援センター職員)

平日 午前8時30分～午後7時 いきいき広場
 土曜日 午前8時30分～午後5時 いきいき広場
 (☎52-9610)

家庭児童相談(家庭児童相談員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
 (☎52-9872) ※子どもと家庭の悩みごとなど

母子・父子自立支援相談(母子・父子自立支援員)

平日 午前9時～午後4時 いきいき広場
 (☎52-9872)
 ※自立に必要な情報提供・指導・相談など

心理相談(臨床心理士)

毎週水曜日 午後1時～3時
 ※予約制。いきいき広場(☎52-9871)へ申込

障がい相談(相談支援専門員)

平日 午前8時30分～午後5時15分
 いきいき広場(☎54-3009)

高浜市役所 ☎52-1111
FAX 52-1110

困市役所本庁舎、いきいきいきいき広場

<表紙>

えびずさんの飾り瓦
 がのった高浜港駅前
 ニコニコ鬼広場の案
 内看板です。桜の季
 節、大山緑地や中部
 公園も花見スポット
 としてにぎわいます。



4月のカレンダー

| | | |
|----|---|---|
| | | 8:30～12:15 市役所休日臨時窓口開設 (転入・転出・転居の手続) |
| 1 | 日 | 9:00 南部まち協青空市(あっぱ) ※以降毎週日曜日開催 文化協会「大山桜ものがたり」 (大山緑地) 18:00 大山千本桜ライトアップ (大山緑地)(4/10まで) |
| 5 | 木 | 市内中学校入学式/始業式 |
| 6 | 金 | 市内小学校入学式/始業式 |
| 9 | 月 | 市内公立幼稚園入園式 |
| 14 | 土 | H30年度こどもクラブ説明会 ※申込期間・時間などはp21参照 |
| 19 | 木 | 家族そろって食べる日 (食育の日) |
| 21 | 土 | 10:00 おもちゃ病院 (エコハウス) |

人口と世帯数(平成30年3月1日現在)

■人口/48,215人(男 24,975人・女 23,240人)
 ■世帯数/19,656世帯

相談・その他

検察審査会

交通事故などの犯罪の被害にあったが、検察官がその加害者を起訴してくれないなどの不満をお持ちの方の相談に応じます。

問合せ先 岡崎検察審査会事務局 ☎0564-51-5793

司法書士会による無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記について。(税金の相談を除く)

とき 4月7日(土) 午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

申込方法 4月6日(金)午後4時までにかかわらず電話で予約

※予約のない方は受けられません。

問合せ・予約先

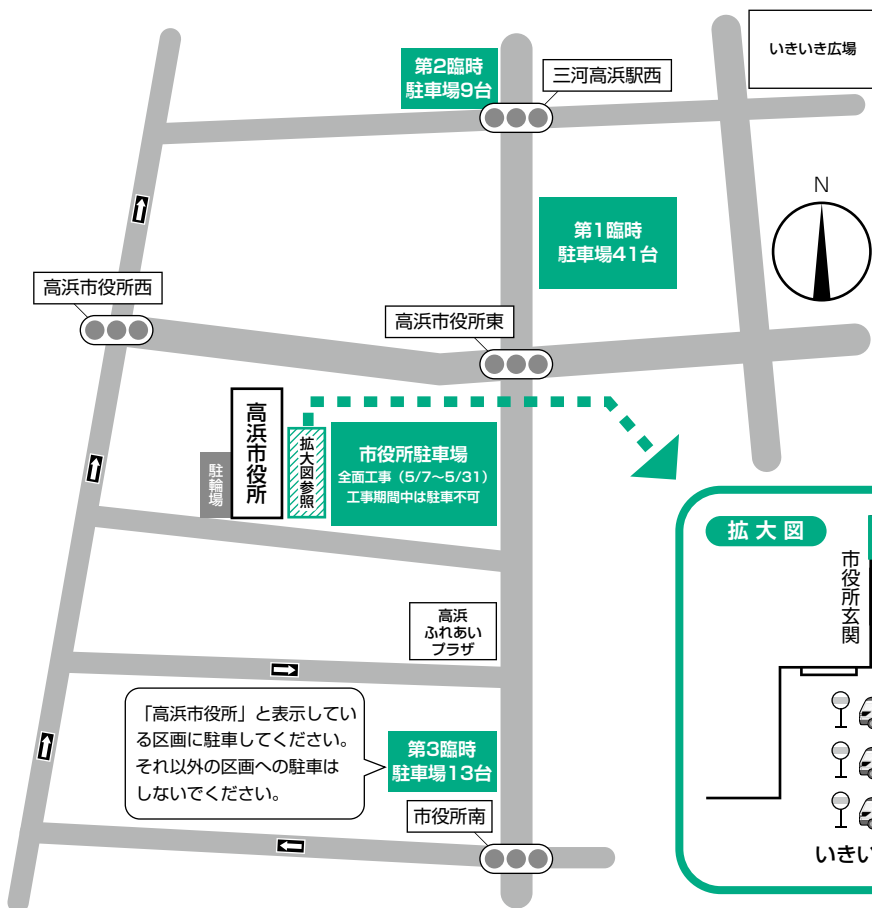
愛知県司法書士会西三河支部所属予約担当司法書士
 松井勝彦 ☎52-3003 ※平日午前9時～午後5時

お知らせ

市役所駐車場は全面工事のため 5月7日(月)～31日(木)使用できません

臨時駐車場をご利用ください

※障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などの優先車駐車場は1台分あります。
※この期間中、いきいき号の停留所は市役所玄関横になります。



| 市役所駐車場 予定 |
|-------------------------------|
| 5月7日(月)～31日(木) 使用不可 |
| 6月1日(金)～25日(月) 一部工事 25台駐車可 |
| 6月26日(火)以降 全面使用可能 80台 |

問合せ先 困行政グループ ☎52-1111 (内線328)

4月1日より市役所の組織が変わります

◆福祉部の2つのグループを統合して「健康推進グループ」へ名称変更

「生涯現役まちづくりグループ」と「保健福祉グループ」の業務を継承して、名称を「健康推進グループ」に変更し、いきいき広場の今までの窓口で業務を行います。

◆企画部に「ICT推進グループ」を新設

企画部「総合政策グループ」から情報管理、統計業務など一部業務を継承し、今後、コンピューター技術の効率的な利活用のため、ICT化計画の策定および推進や業務改善をするため新たに「ICT推進グループ」をいきいき広場1階に設置します。主な仕事は次のとおりです。

- ・ ICT化の推進および業務改善に関すること
- ・ 電子計算組織の総合的運用管理に関すること
- ・ 電子計算機によるデータ処理および管理に関すること
- ・ 基幹業務システムの管理に関すること
- ・ 個人情報の保護に関すること
- ・ 高浜の統計の作成に関すること

問合せ先 困人事グループ ☎52-1111 (内線307)



高浜市長 吉岡初浩

平成30年度 施政方針・当初予算



平成30年度に向けて

「どんな人にも、探し出してくれば、その人だけに与えられている尊い天分というものがある。その天分で、世の中にサービスをすればよいのである。サービスのよい社会は、みんなが多く与え合っている社会で、だからみんなが身も心も豊かになる。」という松下幸之助さんの言葉、また、日本初のロケットを打ち上げた工学博士の糸川英夫さんが晩年おっしゃっていた「個在共存」。「皆さんどこかで個々役割があり、それが社会で共存していく」ということです。いずれの言葉も私が申し上げてきた「まちのことは自分ごと」と共通しています。ここで暮らしていくにあたり、自分には何ができるかということをご皆さんが考えれば高浜市はかならずよくなる、住み続けたいまちになる、というのが私の信念です。

後期基本計画スタート

折しも、平成30年度からは「第6

次高浜市総合計画（計画期間2011～2021）」の「後期基本計画（計画期間2018～2021）」が始まります。

これまで「第6次高浜市総合計画」策定から進行管理に携わっていただいた市民はのべ約450人。まさに市民と行政が共に創り、実行し、育てあげてきた計画です。「後期基本計画」では、4つの基本目標に基づき、高浜市のまちづくりについて、むこう4年間どのように取り組み、課題を解決していくかを示しています。

平成30年度当初予算策定

また、この計画を裏付ける財源として平成30年度予算編成方針を「未来へつなぐスタート予算」とし、歳入面では新たな財源の獲得に全力を挙げ、歳出面では「事業の見直しと重点化」、「現場主義とトップマネジメントの視点」「重点取り組み事項への財源配分」という3つの基本的な考え方を掲げ編成しました。なお「重点取り組み事項」とは、徴収率の向上・公共施設総合管理計画の推進・情報発信の強化・行政内部事務の省力化・安心な子育て環境・ICT教育・教育環境向上・企業誘致・産業振興・防災力強化・地域包括ケ

アシSTEMの構築につながる事業とします。

これからの高浜市のために

現在、社会は大変なスピードで変化しています。無人の自動車運転やAIとプロ棋士との対戦など、最新のデジタル技術がマスコミで紹介されない日はなく、10年後、20年後の暮らしや仕事は想像もできないくらい変化するでしょう。こうしたなか、現役世代の私たちは、この高浜市を責任を持って将来に引き継いでいかなければなりません。それには、まちづくりの主役である市民・地域と、事業者・関係機関・議会・行政がそれぞれの役割を担い「まちの事を自分ごととして考え、自分には何ができるかということをご皆さんが考え行動できる」市民の方を増やし、未来に向けてまちづくりの歩みを地道に進めていくことこそが、課題解決の唯一の手段といえます。

私たち現役世代だけでなく、将来世代にも理想とされる高浜市の未来に向かい、全庁一丸となって邁進します。

※本文は市議会3月定例会で行った施政方針演説を要約したものです。

平成30年度当初予算の概要

問合せ先 固財務グループ ☎52-1111 (内線322)

| 会計 | 予算額 | 前年度比 |
|------|-------------|--------|
| 一般会計 | 166億6,200万円 | +18.8% |
| 特別会計 | 84億6,184万円 | ▲ 3.7% |
| 企業会計 | 13億1,333万円 | + 6.5% |
| 合計 | 264億3,717万円 | + 9.9% |

一般会計について

歳入 歳入の根幹をなす「市税」では、個人市民税は、過去最高額を見込むものの、固定資産税は、土地や家屋の評価替えの年にあたることから減少を見込み、市税全体では、86億9,443万円で、前年度と比較して、0.3%減を見込んでいます。また、高浜小学校等整備事業などの建設事業費の財源として、「国庫支出金」は、前年度比35.1%増、「市債」は、前年度比5.9倍となっています。

歳出 「教育費」は、高浜小学校等整備事業や高浜中学校外壁等改修工事などの小中学校の施設改修工事の実施などにより、前年度比2.2倍の36億675万円を見込んでいます。また、「民生費」は、高取幼稚園・高取保育園の民営化・認定こども園化の予算などを見込んだことにより、前年度比6.7%増、64億2,282万円となっています。

Q 今年度は高浜小学校等整備事業などにより、予算規模が大きくなっていますが、財政は大丈夫ですか？

A 高浜小学校等整備事業においては、国庫補助金、市債（借金）のほか民間資金を積極的に活用し、一時的に多額の支出とならないように、財政支出の平準化を図りました。

Q なぜ、財政支出の平準化を図る必要があるのですか？

A 市民生活に直結するサービスの内容を大きく引き下げることはできませんので、一時的な多額の支出に対応するためには、基金（貯金）の取崩しにより対応せざるを得ません。そこで、大型事業や中型事業を並行して進める場合には、基金（貯金）がなくなることを防ぐよう、財政支出の平準化を図ることが重要です。

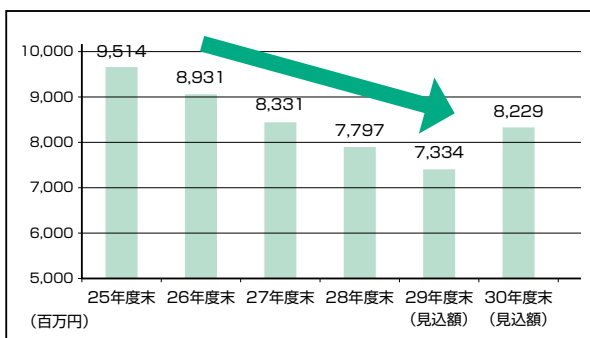
※基金（貯金）は、リーマンショックなどの経済危機や災害時の救済・救援・復旧復興時に頼れる唯一のお金であり、一定額以上は確保しておく必要があります。

Q 財政支出の平準化を図るために、事業費をすべて借入れ（市債の発行）することはできるのですか？

A できません。借入れは施設の建設などに限定されており、かつ施設の種類により借入れできる割合が決まっています。つまり、施設の建設であっても事業費の100%を借入れることはできず、かならずまとまったお金が必要になります。

※長期的な視点で計画的な財政運営に努めています。

高浜市の市債残高（借入残高）の推移



「市債残高」はこの15年間で着実に減らしており、「全国都市財政年報 2016年度決算」によると、標準財政規模に対する市債残高は、全国791市中24位と少ない状況にあります。

詳しくは…



予算を解説した冊子『当初予算の概要』は市役所、公民館や市公式ホームページで入手できます。

第6次高浜市総合計画体系別主要事業と主な当初予算



基本目標Ⅰ

みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう

- ・ ホームページ、フェイスブックなどを活用し、若い世代との情報共有を意識した取り組みを進める。
- ・ 若い世代や定年退職直後の市民が地域活動に参加しやすい仕組みを構築する。
- ・ 将来を見据えた財政計画をもとに「公共施設総合管理計画」にのっとり公共施設の管理計画を着実に進め、かぎりある財源を将来につなげる。
- ・ 前例踏襲や現状維持という発想を排除し、常に事業の点検、見直しを行うなど、財源を効率的に活用する。
- ・ ペーパーレス会議の実施をはじめ、庁舎内のICT化や行政内部事務の省力化と省資源化による歳出の削減に取り組む。
- ・ 消費税率の改定を見越し、公共施設使用料の公平性を確保する検討を行う。

基本目標Ⅰを進めるための主な当初予算

| | |
|------------------------------|---------|
| ・ 湯山住宅排水管修繕工事費等 | 5,709万円 |
| ・ 人工知能システム活用行政サービス開発支援業務委託料等 | 2,486万円 |
| ・ 市営住宅長寿命化計画等策定業務委託料 | 767万円 |
| ・ 外国語通訳サービス利用料等 | 145万円 |
| ・ ペーパーレス会議システム借上料 | 126万円 |
| ・ 滞納整理システム構築業務委託料（債務負担行為） | 3,318万円 |

基本目標Ⅱ

学び合い 力を合わせて 豊かな未来を育もう

- ・ 市の有形・無形の歴史資料を整理し「市誌」の刊行をめざす。
- ・ 「第2次生涯学習基本構想・基本計画（後期）」策定とともに、あらゆる年齢層の「生涯教育活動の推進」を軸に、幅広く知識を得られる環境を整えるほか、スポーツ施設の改修工事などに順次取り組む。
- ・ 子どもたちのまちへの愛着を育むため、「高浜カリキュラム」を地域と協働して実践する。
- ・ 高浜小学校等整備事業について、工事を安全に進めるため、随時、関係者との協議の場を設ける。
- ・ 利用団体等を交えた協議を行いながら、地域交流施設を中心とした運営体制を整備する。
- ・ 高取幼稚園・保育園の民営化、認定こども園化、高浜幼稚園のこども園化の準備に取り掛かり、定員拡大など子育てを総合的に支援する体制を強化する。
- ・ 保育士の確保対策として、地域の人材の発掘・育成に取り組む。
- ・ 小学生の放課後の居場所を充実させるため、地域向けの子育ち・子育て支援講座を実施する。

基本目標Ⅱを進めるための主な当初予算

| | |
|------------------------------|------------|
| ・ 高浜小学校等整備費等 | 19億9,143万円 |
| ・ 認定こども園整備費補助金等 | 3億5,706万円 |
| ・ 高浜中学校外壁等改修工事費 | 1億949万円 |
| ・ 勤労青少年ホーム解体工事費・南テニスコート撤去工事費 | 4,298万円 |
| ・ 南中学校テニスコート整備工事費 | 1,639万円 |
| ・ 市誌編さん業務委託等 | 1,542万円 |
| ・ 小学校長寿命化計画策定基礎調査業務委託料 | 1,525万円 |
| ・ 外国人英語指導助手派遣委託料 | 1,156万円 |
| ・ 刈谷特別支援学校運営費負担金 | 860万円 |
| ・ 吉浜小学校渡り廊下屋上等防水改修工事費 | 751万円 |
| ・ 高浜中学校音楽室増築工事設計業務委託料 | 576万円 |
| ・ 碧海テニスコート整備工事費 | 549万円 |
| ・ 外国人児童生徒等早期適応指導員賃金 | 467万円 |



教育行政方針（P8）も参照してください。

基本目標Ⅲ 明日を生み出すエネルギー やる気を活かせるまちをつくろう

- ・豊田町・小池町の工業用地の整備を進め、民間企業の設備投資の促進や雇用機会の拡大を図り、産業振興などを通じた増収に取り組む。
- ・市の風土に適した特産野菜（ジャンボ落花生）の展開を図る。
- ・伝統的地場産業である三州瓦の優位性をアピールする支援を行う。
- ・高浜高校SBPに続く、ビジネスの視点をもった取組みを地域から発掘する。
- ・ふるさと寄付金への反映も視野に、観光の視点から高浜市の魅力や自慢をより一層発信する。
- ・スマートフォン向け分別アプリの導入などゴミの減量化に取り組む。
- ・暮らしを支える道路やライフラインについて、計画的な整備や保全を図る。
- ・老朽化や利用状況などに対応した公園施設再整備計画を研究する。
- ・「防災ネットきずこう会」と「市総合防災訓練」を中心に、いざというときのための情報共有や訓練を市全体で行う。
- ・地域や警察と連携し、啓発活動やパトロール活動を実施する。
- ・空家問題に取り組み、利活用についても検討する。



基本目標Ⅲを進めるための主な当初予算

| | |
|----------------------|---------|
| ・市道港線改良工事費等 | 1億796万円 |
| ・服部新田排水機場ポンプ設備更新工事費等 | 7,842万円 |
| ・準用河川改修調査設計業務委託料 | 2,644万円 |
| ・下水道事業公営企業会計移行業務委託料 | 2,193万円 |
| ・空家等対策計画策定支援業務委託料 | 502万円 |



基本目標Ⅳ いつも笑顔で健やかに つながり100倍ひろげよう

- ・子どもの貧困の連鎖を防ぎ、学習面での公的な支援・地域からの支援を実施。
- ・福祉系の事業所と連携し、個別計画の策定や福祉避難所の訓練を実施。
- ・介護人材の確保のため「地域支え合い・サポーター養成講座」「介護職の魅力のPR」を実施する。
- ・若い世代に向けての生活習慣病予防教室を実施する。
- ・市民の医療と介護を支える地域包括ケアシステムを構築する。
- ・産婦健診を実施し、安心な子育て環境を整える。
- ・発達障がいなど専門的な相談に応えられるよう、こども未来部、教育委員会と連携をとり、成長に応じた継続的な支援をする。
- ・高齢者がいきいきと活躍できる場の創出を進め、国立長寿医療研究センターの協力のもとその効果をPRする。
- ・「在宅医療と介護の連携に対する課題整理と対応策の検討」、「えんjoy ネット高浜」の利用促進を進める。
- ・「地域医療ネットワーク」の定着をはかり、病院と診療所の役割分担を進め、ネットワークの利便性をより多くの市民へPRする。

基本目標Ⅳを進めるための主な当初予算

| | |
|---------------------|-----------|
| ・障害福祉サービス等給付費 | 5億1,456万円 |
| ・障害児給付費 | 9,879万円 |
| ・学習支援事業業務委託料 | 1,554万円 |
| ・産婦健康診査費等 | 560万円 |
| ・在宅医療・介護連携推進事業業務委託料 | 426万円 |





教育長 都築公人

平成30年度 教育行政方針

知識基盤社会におけるグローバル化や、技術革新がますます進展するなかで、これからの子どもたちには、みずから課題を発見し、解決に向けて思考、判断して実践し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として、豊かな心をもち、周りの人たちと協調し、互いに高め合うことのできる人間性を高めていくことが重要です。学校は、未来を担う子どもたちがたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていかなければなりません。

「第6次高浜市総合計画」のもとで「教育基本構想」を策定し、前期3年、中期4年の基本計画に基づいて教育実践に取り組み、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもたちの学びや育ちのつながりを大切にするにより成果を上げてきました。いろいろな人たちと関わりながら学び、「できた」「わかった」という喜びを感じ、周りから認められ、自分の成長を実感する経験を、子どもたちに繰り返し体験させることが「学び続ける力」を培うために重要であると考えます。平成30年度からは、後期基本計画のもとで、引き続き学びや育ちをつなげる実践を積み上げていきます。

昨年、これまでにない大改革といわれる「新学習指導要領」が告示されます。平成30年度より移行期間を迎えます。完全実施となる特別の教科「道徳」をはじめ、外国語活動・外国語科、プログラミング学習、プログラミング的思考やICTを活用した授業実践などへの取組みを計画的に進めます。そして、子どもたちが「主体的・対話的で深い学び」を充実させることができるような体制を全教職員で構築していきます。

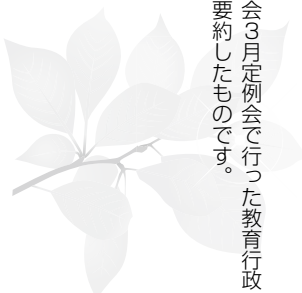
また、いじめや不登校の問題、児童生徒の貧困問題、教職員の多忙化問題などに対し、園・学校と家庭・地域が力を合わせて、子どもを育てる環境をつくります。

日本は少子高齢化、人口減少による危機を感じる時代となっています。現在、当市の人口は微増ながらも増加傾向ですが、この流れも長く続く保証はありません。「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかほま」この将来都市像を実現するのは、魅力的なまちづくりと、そこに生きる人の育成であると考えます。今の子どもたちが、将来、社会に出て活躍し、未来の高浜市を創る原動力となる人材に成長することを願う

てやみません。子どもたちは、さまざまな人とかかわりながら学び、自分の成長を実感することで自己有用感や自己存在感が生まれます。そして、学び続ける力が湧き、学んだことを生かしてよりよい社会を築こうという意識や行動につながります。そのために、今こそ学校、家庭、地域で協働して子どもたちを育てていかなければなりません。学校は、その地域を映し出す鏡であるといわれます。子どもたちや教職員、保護者、地域の方などから構成される一つの社会である学校を、みんなの力で育てていきたいと考えます。

高浜市教育委員会は、高浜教育ビジョンである「高浜を愛し、高浜の良さを学んで、高浜でたくましく生きる未来市民の育成」の実現に向けて、家庭や地域の方、各種団体のご協力、ご指導をいただきながら、これからも地域と協働する学校づくりを推進していきます。

※本文は市議会3月定例会で行った教育行政方針演説を要約したものです。



1 幼・保小中12年間の連携

子どもたちが、高浜市のよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために12年間の学びと育ちをつなぐ、「異校種間の連携教育」を推進する。教職員間の情報交換会や異校種参観により、互いの教育観や指導法への理解を深める。共通の目標を掲げ、指導がとぎれないようにつなげる教員の意識をさらに高める。

2 確かな学力の向上

(1) 教師力・授業力の向上

子どもたちに確かな学力を身に付けさせるために、専門的な教育の担い手としての教員の教師力・授業力向上をめざす。

(2) きめ細やかな指導の充実

子どもたち一人ひとりの学力の定着を図るためには、きめ細やかな指導が不可欠であることから、各学校の児童生徒の実態に合わせた少人数指導に取り組む。

3 一人ひとりを大切にす教育

(1) 特別支援教育の充実

園や学校で困り感をもつ子どもに必要な応じた支援をするため、個別の教育支援計画を保護者と教職員が共有して有用な話し合いを進める。学校を中心に医療や福祉などの関係機関と連携して、それぞれの支援がつながるように取り組むとともに、学校規模や必要に応じてスクールアシスタント、通級指導担当者、スクールサポーターなどを配置する。

(2) いきいき広場福祉部との連携

昨年1月に教育委員会がいきいき広場に移り、市福祉部との連携を一層進めている。関係各機関が適切に連携し、多様なニーズに応えることができるように努める。

(3) 相談活動・学習支援の充実

こころの相談員が、適応指導教室「ほっとスペース」のほか、各校を訪問して子どもや保護者、教職員の相談を行う。また、スクールヘルパーを中学校に配置し、学校不適應をおこしている生徒の学習支援や生活支援を行う。このほかにも、学校生活のさまざまな場面を充実させることにより、不登校やいじめ対策につなげる。

(4) 外国人支援教育の充実

外国籍児童生徒が増加し多国籍化が進んでいる。外国籍の児童生徒を対象とした早期適応教室「くすのき学級」での指導が成果を上げており、平成30年度から指導員を1人増やし、高浜小学校にも新たに早期適応教室を開設する。

4 地域と協働する学校

学校を「学びの拠点」とし、地域の活動を行う場、地域住民が授業や学校行事などをとおして、子どもたちと交流する場となるように努める。特に、総合的な学習の時間などの高浜カリキュラムの実践や各種学校行事では、地域の「人・もの・こと」を大切にし、保護者や地域の方と共に活動し、共に学ぶ機会を積極的に取り入れる。子どもたちが地域行事に参加・参画し、地域の方とのふれあいを密にして高浜市の文化を継承、開発、発展させることができるように、「地域とともにある学校」をめざす。

5 安全で快適な教育環境

学校が地域との関わりを大切にした市民の学び舎となる教育環境の整備を計画的に進める。

「高浜小学校等整備事業」では、多様な活用が可能な学校施設をめざし、まちづくりや交流の拠点、避難所機能を担う場となるよう整備計画を進め、平成31年度の開校をめざして昨年末に着工した。また高浜小学校の水泳授業に民間プールの活用を計画し、その運用や指導などについて検討を進める。

さらに、教育のICT化を推進し、タブレット、電子黒板、デジタル教材などの充実を図る。

また、愛知県教育委員会「教員の多忙化解消プラン」に基づき、平成30年度より、中学校の部活動の実施時間など、学校における教育活動全般の見直しを図る。

4月から国民健康保険制度が変わります

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111（内線219・261）

これまで、市単独で国民健康保険を運営してきましたが、制度の安定的な運営のために、4月からは新たに県が運営に加わり、財政の責任主体となります。市も引き続き加入者に身近な事業を実施し、ともに国民健康保険の運営を担います。

この制度改正にあわせて、愛知県全体で標準的なモデルが示されたため、高浜市でも変更を行います。変更点は、次のとおりです。

皆さんの理解と協力をお願いします。



◆税率

◎主な変更点

固定資産税に基づく資産割を廃止します。これまで資産割としてお願いしていた分は、所得割・均等割・平等割に分散して、皆さんにご負担をお願いします。

【平成30年度国民健康保険税率 改定表】

| 区 分 | | 現 行 | 改 定 後 | 比 較 |
|----------------------------|-----|----------|----------------|----------|
| 医療保険分 (すべての加入者) | 所得割 | 6.00% | 5.73% | △ 0.27% |
| | 資産割 | 18.00% | — | △18.00% |
| | 均等割 | 24,500円 | 29,300円 | +4,800円 |
| | 平等割 | 22,800円 | 23,800円 | +1,000円 |
| | 限度額 | 540,000円 | 540,000円 | — |
| 後期高齢者 支援金分 (すべての加入者) | 所得割 | 2.00% | 1.93% | △0.07% |
| | 資産割 | 4.00% | — | △4.00% |
| | 均等割 | 7,200円 | 9,900円 | +2,700円 |
| | 平等割 | 6,600円 | 7,800円 | +1,200円 |
| | 限度額 | 190,000円 | 190,000円 | — |
| 介護保険分 (40歳～64歳 の加入者) | 所得割 | 1.40% | 1.85% | +0.45% |
| | 資産割 | 3.00% | — | △3.00% |
| | 均等割 | 9,600円 | 12,400円 | +2,800円 |
| | 平等割 | 7,800円 | 7,000円 | △800円 |
| | 限度額 | 160,000円 | 160,000円 | — |
| 合 計 (介護保険分 を含む) | 所得割 | 9.40% | 9.51% | +0.11% |
| | 資産割 | 25.00% | — | △25.00% |
| | 均等割 | 41,300円 | 51,600円 | +10,300円 |
| | 平等割 | 37,200円 | 38,600円 | + 1,400円 |
| | 限度額 | 890,000円 | 890,000円 | — |

※均等割：国保加入者1人当たりの税額

※平等割：1世帯当たりの税額

※所得の低い世帯の方を対象として、均等割・平等割を7割または5割または2割軽減する制度があります。（軽減の割合は所得と国保加入者の数に応じて決まります。）

※限度額については、国の制度改正により変更となる可能性があります。その場合は、改めてお知らせします。

◆国民健康保険税の計算方法

平成30年4月からの国民健康保険税は、平成30年度（平成29年中）の所得をもとに計算します。

なお、市役所でも試算できますので、国民健康保険加入者全員の平成30年度（平成29年中）所得のわかるもの（申告書の控えなど）を持参してください。（所得のわかる資料がない場合は、参考として前年度所得をもとに試算します。）

○医療保険分（すべての加入者が対象となります）

| | |
|---|---|
| <p>【所得割額】（所得割額は加入者1人ずつで計算します。）</p> $\left(\text{円} - \overset{\text{国保税基礎控除}}{33\text{万円}} \right) \times 5.73\% = \text{① } \text{円}$ <p>↑ 平成29年中の総所得金額を入れてください。</p> <p>【均等割額】</p> $\text{人} \times 29,300\text{円} = \text{② } \text{円}$ <p>↑ 国民健康保険の加入者数を入れてください。</p> <p>【平等割額】</p> <p>③ 23,800円</p> | <p>医療保険分合計</p> <p>= ① + ② + ③</p> <p>A <input type="text"/> 円</p> <p>（100円未満切捨て）</p> <p>限度額 54万円</p> |
|---|---|

○後期高齢者支援金分（すべての加入者が対象となります）

| | |
|---|---|
| <p>【所得割額】（所得割額は加入者1人ずつで計算します。）</p> $\left(\text{円} - \overset{\text{国保税基礎控除}}{33\text{万円}} \right) \times 1.93\% = \text{④ } \text{円}$ <p>↑ 平成29年中の総所得金額を入れてください。</p> <p>【均等割額】</p> $\text{人} \times 9,900\text{円} = \text{⑤ } \text{円}$ <p>↑ 国民健康保険の加入者数を入れてください。</p> <p>【平等割額】</p> <p>⑥ 7,800円</p> | <p>後期高齢者支援金分合計</p> <p>= ④ + ⑤ + ⑥</p> <p>B <input type="text"/> 円</p> <p>（100円未満切捨て）</p> <p>限度額 19万円</p> |
|---|---|

○介護保険分（40歳～64歳の加入者が対象となります）

| | |
|---|---|
| <p>【所得割額】（所得割額は40歳～64歳の加入者1人ずつで計算します。）</p> $\left(\text{円} - \overset{\text{国保税基礎控除}}{33\text{万円}} \right) \times 1.85\% = \text{⑦ } \text{円}$ <p>↑ 平成29年中の総所得金額を入れてください。</p> <p>【均等割額】</p> $\text{人} \times 12,400\text{円} = \text{⑧ } \text{円}$ <p>↑ 40歳から64歳までの国民健康保険の加入者数を入れてください。</p> <p>【平等割額】</p> <p>⑨ 7,000円</p> | <p>介護保険分合計</p> <p>= ⑦ + ⑧ + ⑨</p> <p>C <input type="text"/> 円</p> <p>（100円未満切捨て）</p> <p>限度額 16万円</p> |
|---|---|

国民健康保険税

= 医療保険分 A + 後期高齢者支援金分 B + 介護保険分 C

※「所得割額」については、加入者全員分の合計額となります。

| | |
|--|---|
| | 円 |
|--|---|

◆国民健康保険税の納期と通知

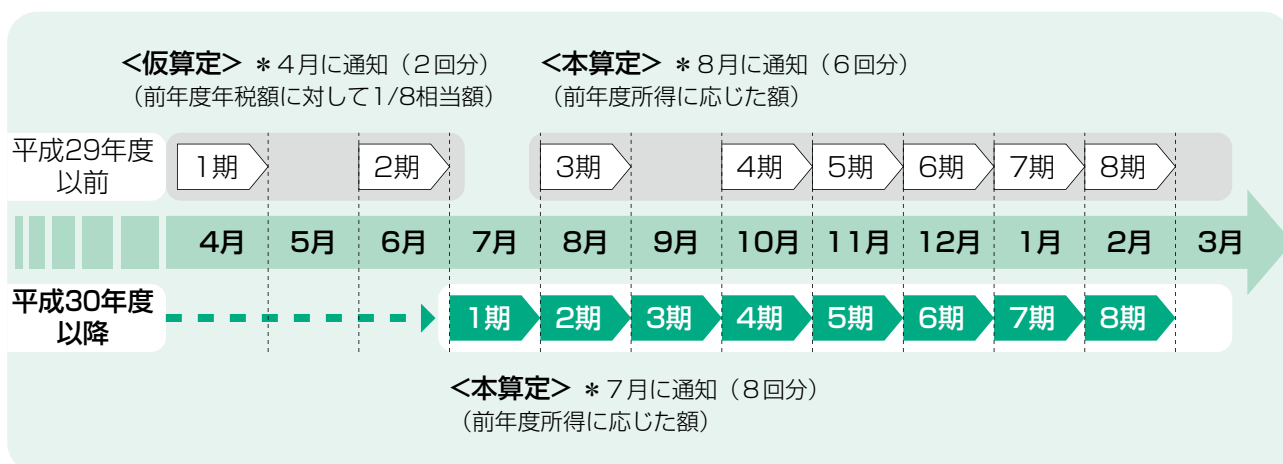
●平成30年度から国民健康保険税の普通徴収の仮算定を廃止します。

平成29年度までの普通徴収の1期（4月）と2期（6月）は、前年度の国民健康保険税を基に計算する仮算定を行っていたため、納税通知書は仮算定時（4月）と本算定時（8月）の2回送付しており、税額決定までの過程が複雑になっていました。

そこで、平成30年度から仮算定を廃止し、本算定（7月）のみの方式に変更します。仮算定の廃止により、国民健康保険税の年額が変わるものではありません。（これまで、4月上旬に仮算定にともなう納税通知書をお送りしていましたが、今後の送付はありません。）

●国民健康保険税の納期が変更になります。

上記の仮算定の廃止にともない、納期を下記のとおり変更します。納付回数は、これまで同様8回のままです。



※特別徴収（年金からの天引き）の世帯の方については、これまでと**変更ありません**。4月上旬に通知のうえ、年金支給月（4月・6月・8月）に年金から天引きします。

◎ このたびの国保制度改正で ◎

| 変わること | 変わらないこと |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○国保資格の取得・喪失が県単位になります。県内で住所異動した場合に、資格は継続します。（ただし、転出入にあたって手続きが必要です。） ○高額療養費の多数該当（※）は県単位で通算されます。これまで、市町村が変わると新たに算定していましたが、今後は県単位で通算されます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○今お手元にある被保険者証（保険証）など現在お持ちの保険証などは有効期限まで使用できます。有効期限後は、順次、新しい様式のものをお渡しします。 ○医療費の自己負担の割合 ○各種届け出や給付申請、保険料納付などの窓口 |

※過去12か月で高額療養費の対象月数が4回以上となった場合、自己負担額が引き下げられる制度

国民健康保険 一部負担金の減免・徴収猶予

国民健康保険の加入世帯が次のような理由で生活が困難になったとき、医療機関の窓口で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される制度があります。

◆対象となる理由

- ①震災、風水害、火災のほかこれに類する災害により死亡したとき、心身障がい者となったとき、または資産に重大な損害を受けたとき。
- ②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき。
- ③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき。

※対象者本人からの申請があり、必要があると認められるとき、一部負担金の減免、徴収猶予を行います。

※条件により対象とならない場合があります。詳しくは問い合わせてください。

データヘルスで家族みんなの「健やかさ」を応援します



「イエローカードのうちに防ごう重症病」事業

対象者の37.5%に翌年健診データの改善がありました！

効果のあった生活習慣改善ポイントは「ちょっと運動」「間食・欠食の見直し」

この春から始めてみませんか？《生活習慣の見直し》

事業対象 平成28年度「特定健康診査」受診結果が国の定める「受診勧奨判定値」を越えている方のうちその後に医療受診されていない方（16人）

事業内容 「事業実施のご案内」「年末・お正月の体重コントロール提案」「春不調対策情報」などがきを送ると同時に電話による相談を実施しました。

事業成果

| 成果指標 | 人数（率） |
|----------------------|------------------|
| H29年度健診受診者 | 7人（健診受診率43.8%） |
| この内健診結果（データ）に改善があった方 | 6人（改善率37.5%） |
| 医療機関受診者 | 6人（医療機関受診率37.5%） |



※改善のあった健診データは、「体重・BMI・腹囲の基準値減少」「血液検査項目の正常化」「血圧値の正常化」「総合判定の改善」などのほか、改善された生活習慣項目は「運動を開始」「夕食後の間食の取りやめ」「朝食を抜かない」などでした。

※事業成果の集計は、平成29年12月末日現在のデータです。

問合せ先 固市民窓口グループ ☎52-1111（内線261）

パブリックコメント（意見募集）結果

第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案） 高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案） に対するみなさんの意見と市の対応についてお知らせします

意見と市の回答（寄せられたすべての意見は市公式ホームページで紹介しています。）

◆第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について意見はありませんでした。

◆高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（案）

【実施結果の概要】

| 意見募集期間 1月15日～29日 | 提出案件 2件 | 提出人数 1人 | 対応結果 | | |
|---------------------|------------|------------|-----------|--------------|----------------|
| | | | ①修正 0件 | ②原案どおり 0件 | ③意見として承り 2件 |

【意見とその概要】

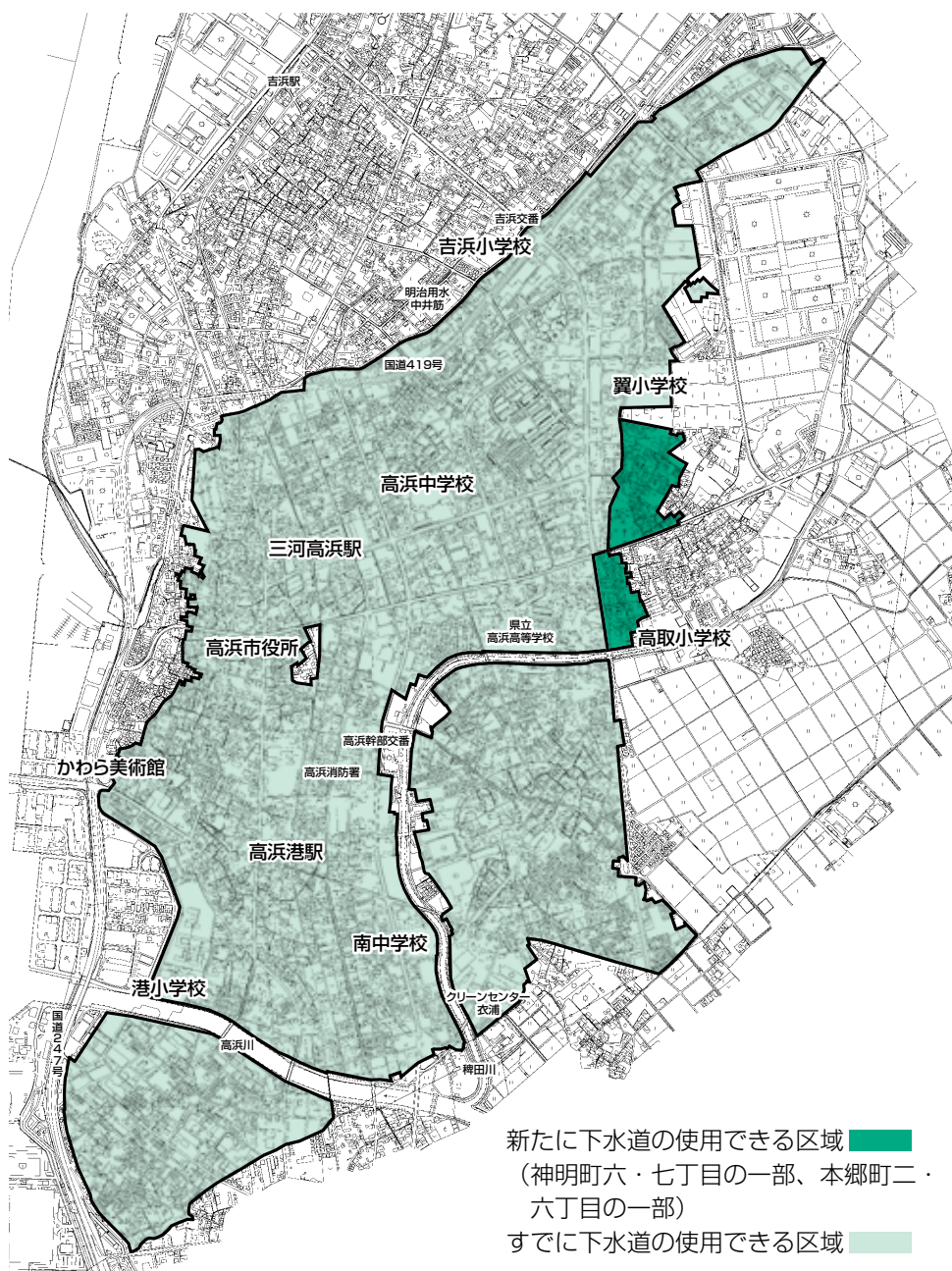
| 意見の対象箇所 | 意見【概要】 | 意見に対する行政の考え方 | 対応結果 |
|---|---|---|------------|
| Ⅲ 基本指針に定める目標について 1 成果目標 (3) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点などの整備 | よい計画であっても、市民の理解がないと順調に進みません。障がいのことや障がい者の現状を知ってもらう機会をたくさん作って欲しい。 | 市民のみなさんの理解を深めるため、広報やホームページの活用、講演会や勉強会の開催、「ポッチャ」の普及活動などに取り組んでいきます。 | ③意見として承ります |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行など | 市内に障がい者が働ける場所が少ない。特例子会社の誘致も検討して欲しい。 | ・特例子会社を誘致することは、働く場所を確保するためのひとつの施策です。 ・市内のサービス事業所や企業などと連携し、働く場所の確保に向けて検討していきます。 | ③意見として承ります |

問合せ先 いきいき介護保険・障がいグループ ☎52-9871

下水道が使ええる区域が広がります

下水道は汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせ、私たちの快適な生活を支える重要な施設です。

使用できる区域（左図参照）は、下水道への接続が義務付けられています。くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。



新たに下水道の使用できる区域 ■■■
 （神明町六・七丁目の一部、本郷町二・六丁目の一部）
 すでに下水道の使用できる区域 ■■■

問合せ先
 圃上下水道グループ
 ☎52-1111
 （内線291・292・283）

排水設備改造資金の融資あっせん

下水道の使用にはトイレなど屋内の排水設備の改造が必要です。工事費が一度に皆さんの負担とならないよう、市では金融機関から無利子で改造資金の融資が受けられる制度を設けています。

- 融資金額** 公共下水道に接続するトイレが
 1か所…60万円まで、2か所…80万円まで、3か所以上…100万円まで
- 返済方法** 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払い
 ※元金の返済期間は60か月以内 ※無利子（利子分は市が負担）
- 対象** 下水道が使用できることとなった日から3年以内に排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件をすべて満たしている方
 ①市税、水道料金および受益者負担金を滞納していないこと
 ②返済能力を有すること（金融機関の審査あり）
 ③連帯保証人が1人いること
- 取扱金融機関** 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店
- 申込方法** 排水設備工事の契約時に指定工事店に融資あっせんを希望する旨を伝え、申請書と同時に書類を提出

接続工事 （排水設備工事）の 申込み

下水道への接続工事は指定工事店しかできません。見積もりや施工の相談は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。

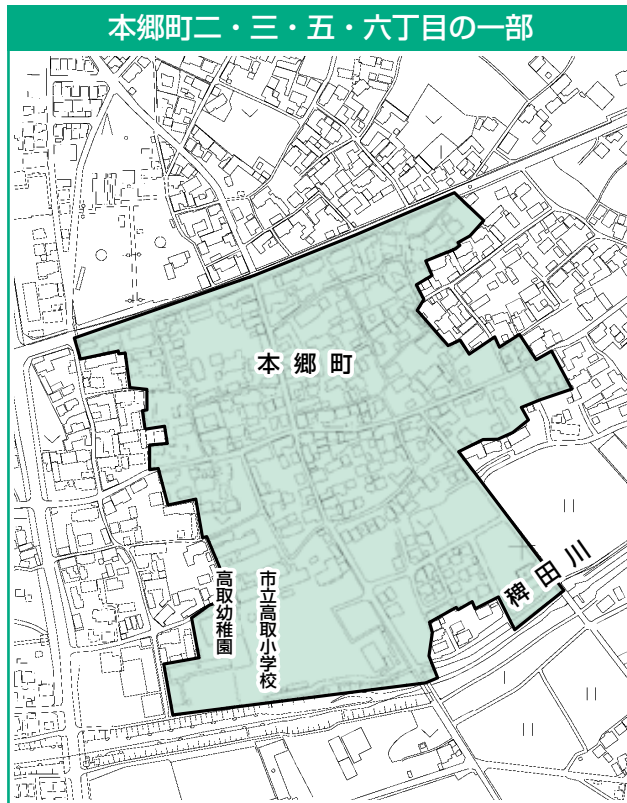
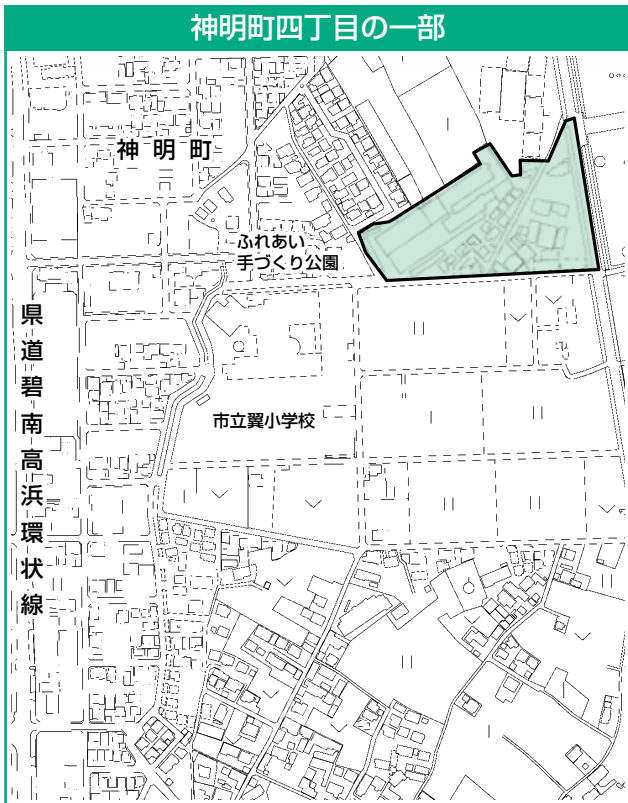
工事店が見積もりや市への申請手続きなどを行います。

※指定工事店は市役所上下水道グループまたは、市公式ホームページで確認できます。

下水道事業受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます

下図の区域に土地を所有の皆さん

現在、約510haの区域で下水道が使用可能になりました。今年度も新たな対象区域を定め「受益者負担金」を賦課します。



受益者負担金とは

下水道が整備されると、今まで側溝に流れていた汚水が下水道管に流れるようになるので地域全体の環境が改善されます。その整備には長い年月と多額の費用が必要ですが、道路や公園などの誰もが利用できる施設とは違い、下水道施設は整備されている地域の皆さんしか利用できません。

建設費を公費（税金、国や県からの補助金）のみでまかなうことは公平性を欠くため、下水道を使用できる環境となる地域の皆さんから順に建設費の一部を負担していただくものです。負担金は土地の面積に対して賦課されるもの（1㎡あたり350円）で、一度かぎりです。



納付までの流れ

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 6月中旬 | 関係者へ受益者申告書・個別相談会の案内送付 |
| 6月下旬 | 個別相談会の開催 |
| 7月中旬 | 申告書を市へ提出 |
| 8月中旬 | 負担金決定通知書の送付 |
| 8月下旬 | 納入通知書の送付 (口座振替の方を除く) |
| 9月末日までに | 取扱金融機関にて納付 (口座振替は納期末日に引き落とし) |

負担金を納めていただく方

賦課対象区域内に土地を所有している方
 ※その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

賦課対象区域内（下水道整備区域内）にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地

負担金の額

土地の面積（公簿面積）1㎡あたり350円
 ※負担金の最初の納期は、本年9月です。

納付方法

- ①分割納付：年2期（9月、3月）ずつ5年間の10回分割
- ②一括納付：1期（9月）に全額納付
 ※②は前納報奨金制度あり（限度額25万円）

負担金の徴収猶予、減免

申請により負担金の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

申告書の送付、相談会の開催

6月中旬に対象者に受益者申告書を送付します。また、個別の相談会も予定しています。

みんなの
下水道を
大切に

- ・水洗トイレには溶ける紙しか流さない。
- ・台所の流しに油類や野菜くずを流さない。
- ・危険な物質を流さない。
- ・マスはこまめに掃除する。

情報 ファイル

Information File

年金

平成30年度の年金額と
 年金保険料額のお知らせ

◆年金額

国民年金を受給している方の年金額は表1のとおりです。

年金の受け取りは、偶数月の年6回です。

◆年金保険料

- ・ 定額保険料 16,340円
- ・ 付加保険料 (月額400円) を加えた保険料 16,740円

※割引額は複利原価法により計算します。(表2参照)

※2年分・1年分・半年分をまとめ

て納めれば、割引が受けられます。前納割引を受けるための納付期限は次のとおりです。

- ・ 2年・1年前納期限：5月1日(火)
- ・ 半年前納期限

【上期】：5月1日(火)
 【下期】：10月31日(水)

※これを過ぎると前納割引制度が受けられませんので、注意してください。

◆納付は口座振替で

口座振替を利用すれば、前納の割引額も大きくなります。また、納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなり安心です。

問合せ先

岡市民窓口グループ (内線216)

【表1】

| 年金の種類 | | 平成30年度 |
|--------------|-------|------------|
| 老齢基礎年金 | | 779,300円 |
| 障害基礎年金 | 1級 | 974,125円 |
| | 2級 | 779,300円 |
| 遺族基礎年金 (子1人) | | 1,003,600円 |
| 子の加算額 | 1、2人目 | 224,300円 |
| | 3人目以降 | 74,800円 |

【表2】

| 年額 (月払い) | 定額保険料 | | | 定額+付加保険料 | | |
|----------|----------|----------|------------|-----------------|----------|------------|
| | 196,080円 | | | 196,080円+4,800円 | | |
| 納付方法 | 2年前納(※) | 1年前納 | 半年前納 | 2年前納(※) | 1年前納 | 半年前納 |
| 納付額 | 378,580円 | 192,600円 | 97,240円×2回 | 387,830円 | 197,310円 | 99,620円×2回 |
| 割引額 | 14,420円 | 3,480円 | 800円×2回 | 14,770円 | 3,570円 | 820円×2回 |

(注) ※2年前納は、平成30年度 (月額16,340円) と平成31年度 (月額16,410円) の保険料をまとめて納めて頂くものです。

医療

後期高齢者医療保険料の 年金天引き開始

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き(特別徴収)される金額を4月上旬にお知らせします。

申し出により年金からの天引きを口座振替に変更した方は、保険料の納付が7月から始まります。

保険料は前年の本人の所得をもとに計算しますが、4月～8月の年金からの天引きでは、平成30年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めていただきます。

問合せ先

岡市民窓口グループ (内線227)

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

後期高齢者医療に加入している方は、協定保養所(表)の利用料を、精算時に1人1泊につき1,000円を助成します。(4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所あわせて4泊まで)詳しくは問い合わせください。

問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課

☎ 052-9555-1205

| 場所 | 協定保養所名 | 電話番号 |
|-----|----------------|--------------|
| 豊田市 | 豊田市 百年草 | 0565-62-0100 |
| 桑名市 | 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島 | 0594-42-3330 |
| 東浦町 | あいち健康の森プラザホテル | 0562-82-0211 |
| 田原市 | シーサイド伊良湖 | 0531-35-1151 |
| 蒲郡市 | サンヒルズ三河湾 | 0533-68-4696 |

* 「レイクサイド入鹿」は3月31日で閉館しました。

子育て

4月1日から産婦健康診査を2回実施します

健診名称を「産後健康診査」から

「産婦健康診査」に変更し、産褥期の健診回数を1回から2回に拡充します。産後は妊娠・出産による心身の不調をおこしやすい時期です。産後2週間と4週間ごろに医療機関で受診し、ここからただの健康チェックをしましょう。

対象 ①②の両方に該当する方

① 高浜市に住民登録のある方で、産後8週以内の産婦

② 4月1日以降に産婦健康診査を受診する方

助成内容 一般診察、血圧、尿検査(蛋白、尿)、メンタルチェック

助成額 上限5,000円

※上限額内でも、右記項目以外のものは対象となりません。

※受診時には受診票を持参してください。

「産婦健康診査」受診票について

・ 4月2日(月)から母子健康手帳交付時に配布します。

・ 4月2日(月)以前に『母と子のしおり』(妊婦健診、乳児健診、産後健診などの綴り)を受け取った方で、1月30日以降の出産予定であった方には、3月末に『産婦健康診査受診票2回目』を送付します。

お持ちの『産後健康診査受診票1回目』とあわせて2回の産婦健康診査を受けることができます。

※受診票が手元がない方は問い合わせ

せてください。

支給申請について

県外で受診した場合など、受診票を使用できない医療機関で受診した場合、健診費用の支給対象となるので問い合わせてください。

問合せ先

☎ 52-9871

健康推進グループ

高浜市立幼稚園評議員募集

市民の皆さんの意向を把握し反映させ、その協力を得て、開かれた幼稚園運営を推進することを目的として、幼稚園評議員を募集します。

対象 市内在住の20歳以上で幼稚園教育に関心のある方

※幼稚園在席幼児の世帯員は除く。

任期 1年間

募集人数 1人(面接有り)

申込方法 いきいき広場3階こども育成グループに備え付けの応募用紙で申込み

申込期限 4月16日(月)

平成29年度保育サービス第三者評価の結果公表

市内の保育所・幼稚園・認定こども園での保育サービスの質の向上と利用者の皆さんに対する情報提供の

ため、保育サービス評価を実施し、平成29年度の評価結果がまとまりましたので公表します。いきいき広場3階こども育成グループ、保育園、幼稚園、認定こども園、児童センター、市公式ホームページで閲覧できます。

問合せ先

☎ 52-9871

(内線362)

受給者の方へ 児童扶養手当を振り込みます

4月11日(水)に指定された口座に振り込みます。記帳などで確認し、振り込みがない場合は、連絡してください。なお、次回からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参のうえ手続きをしてください。

問合せ先

☎ 52-9871



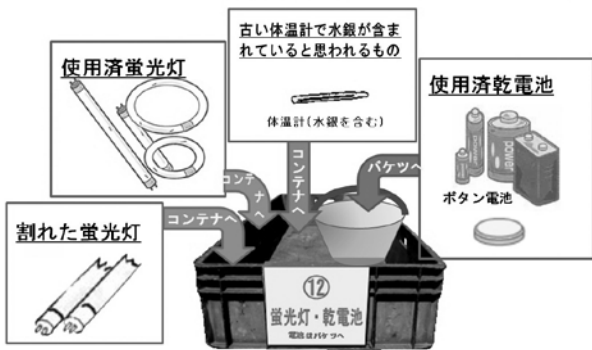
ごみ

4月1日より蛍光灯・乾電池の分別が変わります

『蛍光灯・乾電池』のかごが新設され『有害ごみ』は『コード類・テープ類 使い捨てライター』に名称が変わります。

① **蛍光灯・乾電池は新規『蛍光灯・乾電池』かごへ**

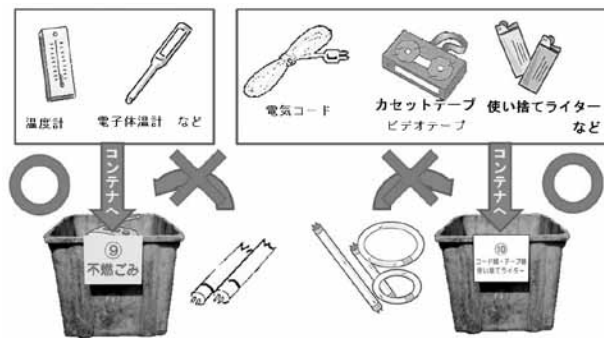
蛍光灯は、すべて『蛍光灯・乾電池』かごへ出して下さい。また、乾電池も『蛍光灯・乾電池』内のバケツへ出してください。



※ 3.15号広報から一部変更しています。

② **不燃ごみ・有害ごみは一部変更します**

『不燃ごみ』からは蛍光灯・乾電池がはずれ、『コード類・テープ類 使い捨てライター』には電気コード、ビデオテープ、使い捨てライターなどを出してください。



※ 3.15号広報から一部変更しています。

大型家電の廃棄方法について

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処分にはリサイクル料金が必要です。

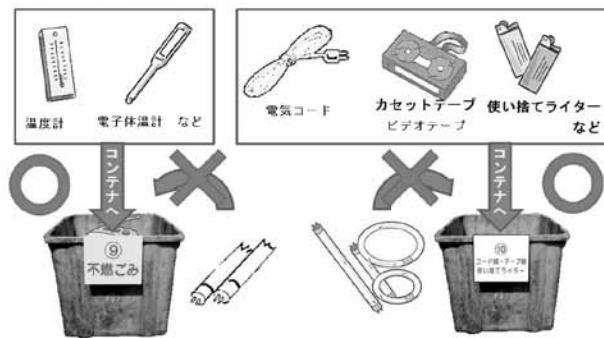
① **新しい製品に買替える場合**

購入する電気店で引取ってもらいます。

② **廃棄のみの場合**

② **不燃ごみ・有害ごみは一部変更します**

『不燃ごみ』からは蛍光灯・乾電池がはずれ、『コード類・テープ類 使い捨てライター』には電気コード、ビデオテープ、使い捨てライターなどを出してください。



※ 3.15号広報から一部変更しています。

都市計画

「西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針」
「西三河都市計画区域区分」
に関する公聴会

購入した電気店がわかれば、購入した電気店で引取ってもらいます。購入した電気店が不明の場合などは、次の収集運搬許可業者で引取ってもらいます。

収集運搬許可業者

- ・高浜衛生(株) 論地町一丁目9-14 ☎53-0516
- ・トーエイ(株)リサイクルセンター 東浦町大字藤江字亥子新田74 ☎0562-83-9331
- ・(株)シンワサービス 安城市高棚町井荒井127 ☎92-5592

※いずれの場合も、料金は、回収を依頼する電気店・販売店に直接問い合わせるか、家電リサイクル券センターのホームページを確認してください。

* * *

問合せ先
岡市民生活グループ (内線265)

【公聴会】

とき 5月13日(日) 午後2時

ところ 岡崎市福祉会館

※傍聴希望の方は当日来場してください。ただし、多数の場合は入場制限を行うことがあります。

※公聴会での公述を希望する方は、公述申立書を閲覧期間内(必着)

に愛知県建設部都市計画課(〒460-8501 住所不要)へ提出してください。なお、公述申立てがなかった場合は公聴会を中止します。

【原案の閲覧】

期間 4月10日(火)～24日(火)
※土・日曜日を除く。

閲覧場所

・愛知県建設部都市計画課 (ホームページでも閲覧可)
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>

・岡都市整備グループ

【意見募集】

西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針については、公聴会の開催に加え、皆さんからの意見を募集します。愛知県建設部都市計画課のホームページを確認してください。

問合せ先

・愛知県建設部都市計画課

☎052-954-6515

・岡都市整備グループ (内線278)

消 防

4月1日から「違反対象物の公表制度」が始まります

建物の火災の危険性に関する情報を入力し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査で確認した重大な消防法令違反を衣浦東部広域連合消防局のホームページで公表する制度です。

◆公表の対象となる建物

飲食店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設などの1人では避難が困難な方が利用する施設

◆公表の対象となる違反

設置義務のある消防用設備などのうち「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていない建物

◆公表する内容

建物の「名称」「所在地」「法令違反の内容」

※建物を所有・管理する方は、用途変更、増改築、看板設置などを行うときには、消防用設備について相談してください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課

救命講習会

☎ 03-0130

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課

☎ 03-01315

<http://www.kinuton.jp>

あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

| 会場 | 知立消防署 | 安城消防署 |
|-------|---|--------------|
| 講習会名 | 普通救命講習Ⅰ | 普通救命講習Ⅲ |
| 開催日 | 4月15日(日) | 4月21日(土) |
| 開催時間 | 午前9時～正午 | |
| 定員 | 先着20人 | |
| 受付開始 | 4月5日(木) 午前9時 | |
| 費用 | 無料 | |
| 申し込み先 | ☎81-4144 救急係 | ☎75-2494 救急係 |
| 対象者 | 碧南市、刈谷市、安城市、知立市および高浜市在住、在勤、在学の方でいずれの会場でも受講できます。 | |
| 備考 | 普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まったときの処置など ※救命講習会を団体で受講する方は、最寄りの消防署へ問い合わせてください。 | |

そ の 他

「スポーツ安全保険」に加入しましょう

対象 スポーツ、文化、ボランティア、地域活動などを行なう4人以上の団体(社会教育関係)

対象となる事故
被保険者の所属する団体活動中の事故および所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故(学校管理下を除く。)

保険期間

加入手続き完了の翌日午前0時～平成31年3月31日(日)正午

加入手続方法

◆加入依頼書

いきいき広場内文化スポーツグループ、体育センター、各公民館にある「加入依頼書」に記入のうえ、スポーツ安全協会愛知県支部へ郵送

◆インターネット(Web)

コンビニエンスストアで掛金の払い込みができます。(ネット利用のための会員登録が必要)

※詳しくはスポーツ安全協会ホームページを確認してください。

<http://www.sportsanzen.org>
※「スポーツ保険のあらいまし」をよく確認してから加入を。

問合せ先
・スポーツ安全協会愛知県支部
☎ 052-264-4048
・いきいき文化スポーツグループ
(内線331)

平成30年度狂犬病予防注射

とき・ところ(表1)参照
※雨天時は高浜エコハウスで実施
※旧勤労青少年ホームは会場ではありません。注意してください。

<表1>

| 月 日 | 時 間 | 会 場 |
|----------|-----------------|-------------------------|
| 4月16日(月) | 午前10時～11時30分 | 吉浜公民館北駐車場 |
| | 午後1時～1時40分 | 吉浜八幡社 |
| | 午後2時～3時 | 中部公園 |
| 4月17日(火) | 午前10時～10時40分 | 大山公民館 |
| | 午前11時10分～11時40分 | 高取農業センター |
| 4月18日(水) | 午後1時～2時 | // |
| | 午前10時～11時30分 | 市役所第1臨時駐車場 |
| | 午後1時～1時30分 | 高浜南部ふれあい第2プラザ(旧高浜南部公民館) |
| | 午後1時50分～2時20分 | 洲崎公園 |

費用 予防注射代2,850円

注射済票交付手数料 550円

計3,400円(おつりのないよう
にしてください。)

※新たに犬(生後91日以上)を飼いはじめた場合、注射料金のほかに登録手数料が犬1匹につき3,000円必要です。

お願い・注意事項

- ・注射時に首輪をしつかり押さえられる方がつれて来てください。
 - ・生後91日以上の犬は、一生に1回の登録と、毎年1回狂犬病予防注射を受けなくてはなりません。
 - ・体調の悪い犬は接種ができません。獣医に相談し個別に接種してください。また、都合の悪い方は動物病院で受けてください。
 - ・登録している犬の死亡や飼い主の変更などが未届の方は会場または市役所へ届け出てください。
- 【犬の登録は法律で義務付けられています】**

行方不明になっても登録により市役所の登録台帳から検索でき、手元に帰る可能性も高まります。万が一
行方不明のときは、市役所、碧南警察署(☎46-0110)、愛知県動物保護管理センター(☎0565-158-2323)へ問い合わせてください。

問合せ先

岡市民生活グループ(内線265)

**国税専門官採用試験
受験者募集**

受験資格

- ①昭和63年4月2日〜平成9年4月1日に生まれた方
 - ②平成9年4月2日以降生まれの方で大学を卒業した方および平成31年3月までに卒業する見込みの方
人事院が上記に掲げる方と同等の資格があると認める方
- 申込期間【インターネット】**
3月30日(金)午前9時〜4月11日(水)受信有効

問合せ先

名古屋国税局人事第一課試験係
☎052-951-3511
(内線345)
<http://www.nta.go.jp/nagoya/saiyo/syokuin/index.htm>

善意を

ありがとうございました

社会福祉協議会へ

栗原一幸、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、
永柳和枝、マリオン高浜店

**東海会館の休館日・利用時間
変更**

4月1日より、東海会館の休館日、集会室A・和室の利用時間に変更になります。

| 変更後 | 変更前 | |
|----------------------|--------------------|------|
| 祝日・ 日曜日・ 祝日の翌日 | 火曜日・ 祝日の翌日 | 休館日 |
| 午後5時 〜 午前9時 | 午後10時 〜 午前9時 | 利用時間 |

問合せ先

東海会館 ☎52-5126

広告

弁護士法人

白濱法律事務所

(愛知県弁護士会所属)

代表弁護士 白濱重人

- 相続、遺留分、離婚 ●不動産、建築トラブル
- 交通事故、労災事故 ●破産、債務整理
- 企業法務



相談料無料(初回30分)

刈谷事務所

☎0566-91-0210
刈谷駅南口よりすぐ
刈谷市若宮町2丁目2番

岡崎事務所

☎0564-54-3777
JR岡崎駅東口よりすぐ
岡崎市羽根町字北ノ郷45

防災情報メールに登録を

携帯電話やスマートフォンで、高浜市の防災情報(気象警報、地震、避難情報など)を受け取ることができます。

■登録方法

- ①QRコードを読み取り空メールを送信。(内容を入力しなくても送る。)
 - ②折り返し届くメールから登録画面にアクセスし、説明に従って入力。
 - ③登録完了すると、数分以内に通知メールが届きます。
- ※QRコードを読み取れない場合は下記アドレスへ空メールを送信してください。
bousai.takahama-city@raidan.ktaiwork.jp



問合せ先 岡都市防災グループ(内線228)

4月の 児童センター

■東海児童センター ☎52-5126 ■中央児童センター ☎52-3014
 ■吉浜児童センター ☎52-1019 ■翼児童センター ☎54-2833
 ●開館日 月曜日～土曜日 ●開館時間 午前9時～正午・午後1時～5時
 ●休館日 日曜日・祝日・年末年始

※各会場の
時間は表を参照
してください。

平成30年度こどもクラブ員募集 【説明会：4月14日(土)】

子ども同士の交流を深め、活動をとおしてルールを守る大切さを知り、体力の増進や技術を習得するクラブの仲間を募集します。(参加希望者は各児童センターへ直接申込)

★申込期間 4月6日(金)～13日(金) 午前9時～午後5時 先着順。定員になりしだい締切

| 場所 | クラブ | 内容 | 対象 | 活動曜日(回/年) | 説明会時間 | 費用 |
|----|-------------|------------------------------------|--------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 東海 | エンジョイ | いろいろなゲームや集団遊び・クッキングなどを行い楽しめます。 | 小学生 20人 | 土、10回程度 10:00～11:30 | 10:00～ | 内容により 実費徴収 |
| | こども スタッフ | センターでのまつりの計画実行、みんなでやってみたいことを企画します。 | 小学生 10人 | 土、20回程度 13:30～15:00 | 11:00～ | 無料 |
| 吉浜 | 卓球 | 卓球のルールや技を覚えてみんなで楽しく体を動かします。 | 小3以上 10人 | 土、10回/年 13:30～15:00 | 13:30 ～14:00 | 年会費 1,000円 |
| | クッキング | 切る、焼く、煮る、茹でるといった料理の技術を楽しく体験します。 | 小学生 15人 | | 14:00 ～14:30 | |
| 翼 | 絵画 | いろいろな絵を描いて楽しめます。 | 小3以上 10人 | 土、12回 9:30～11:30 | 10:00～ | 年会費 2,000円 |
| | 大正琴 | 大正琴の弾き方を覚えます。 | 小学生 6人 | 土、13回程度 13:30～15:00 | | |
| | 囲碁・将棋 | 碁石やコマの動かし方を覚え、対戦を楽しみます。 | 小学生以上 20人 | 土、20回程度 13:30～14:30 | | 無料 |
| | つばさ スタッフ | 夏まつり・クリスマス会など児童センター行事の計画・実行をします。 | 小学生 10人 | 土ほか、20回程度 9:30～10:30 | | |

★申込期間 4月3日(火)～11日(水) 午前9時～午後5時 先着順。定員になりしだい締切

| 場所 | クラブ | 内容 | 対象 | 活動曜日(回/年) | 説明会時間 | 費用 |
|-------------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------|---------------|
| 中央 | わくわく工作 | 身近な材料や素材を使って、おもちゃなどを制作することを楽しめます。 | 小学生 10人 | 土、10回 10:00～11:00 | 申込時 お知らせ | 年会費 1,000円 |
| | ハンドメイド | 簡単な小物作りを楽しみます。 | 小2・3年 8人 | 土、10回 13:15～14:15 | | |
| | | | 小4～6年 8人 | 土、10回 14:30～15:30 | | |
| | レッツ ミュージック | 歌ったり、簡単な楽器作りをしたり、いろいろな楽器にふれて楽しめます。 | 小学生 10人 | 土、10回 10:00～11:00 | | 無料 |
| | ホップ・ステップ エンジョイ | 集団ならではの運動遊びを楽しみます。 | 小学生 20人 | 土、10回 14:45～15:30 | | |
| はっぴー リズム | 音楽に合わせてリズム遊びや体を動かして運動あそびを楽しみます。 | 年中・年長 園児20人 | 土、10回 13:30～14:15 | | | |

高浜市子育て支援ネットワークメールマガジンに登録を

市内の子育て支援施設や児童センターなどの行事予定、困ったときの相談先など、さまざまな子育て情報をホームページに掲載しています。行事予定など一部の情報は、3種類のメールマガジン(年齢別)で定期的に配信しているほか、バックナンバーをホームページで見することもできます。

すでに登録している方も、子どもの年齢区分が変わる場合は、右記のQRコードのアドレスに空メールを送信して再度登録してください。

メールマガジンはQRコード、ホームページから登録できます

◆子育て支援ネットワークHP

(PC版) <http://www.takahamashi.com/>
 (スマートフォン版)
<http://www.takahamashi.com/sp/>
 (モバイル版)
<http://www.takahamashi.com/m/>



◆メールマガジン登録用 QRコード



問合せ先 [いきいき](#) こども育成グループ ☎52-1111 (内線362)

し集 催募

| | |
|---|----------|
| 日 | 日時 |
| 場 | 場所 |
| 内 | 内容 |
| 講 | 講師 |
| 募 | 募集対象・人数 |
| 費 | 費用 |
| 持 | 持ち物 |
| 他 | その他 |
| 催 | 主催 |
| 申 | 申込先・申込方法 |
| 問 | 問合せ先 |

「元気はつらつ教室」 参加者募集

全世代楽習館

☎54-4646

この教室では、年齢にあった運動を楽しみながら行います。

日 5月7日・14日・21日、6月4日・11日・18日、7月2日・9日、9月3日・10日、10月15日・22日、11月5日・12日・19日、12月3日・10日・17日 いずれも月曜日
午前9時45分～11時30分

募 20人(65歳以上の市民) 費 無料

持 運動のできる服装、上靴、水筒

申 4月9日(月) 午前10時～午後4時

※定員になりしだい締切

昭和で元気になるカフェ

昭和で元気になる会事務局
(高浜安立荘・小西)

☎52-5050

認知症の方や家族にとって、「安心して過ごすことができる」「情報交換ができる」場所であり、市民が認知症を理解し、暮らしやすい高浜市になることを願うカフェです。

日 4月22日、5月27日、6月24日、8月26日、9月23日、11月11日、12月9日、平成31年1月20日、2月17日、3月24日 いずれも日曜日
午後1時～3時(出入り自由)

場 いきいき広場内いきいきホール

内 保健師による健康チェック、ボランティアによる催し、認知症予防に効果的なコグニサイズ、自由なお話や相談の時間

※健康自生地スタンプラリー「まちめぐりポイントカード」を持参してください。

費 茶菓子代200円

パソコン体験は 「工房「くりっく」へ」

☎52-1381

「町内会の役員になったけどパソ

コンができない」、「デジカメで撮った写真を整理したい」など、困ったら気軽に顔を出してください。

日 水・土・日曜日(年末年始除く)
費 ①午前10時～午後1時、②午後1時～4時 各100円

※予約不要、来館・退館時間自由

かわら美術館講座参加者募集

☎52-3366

☎52-8100

◆陶芸電動ロクロ教室「初級講座」

日 へA・木・金コース

4月12日(木)・13日(金)・19日(木)・20日(金)・26日(木)・27日(金)、5月10日(木)・11日(金)(全8回)
へB・土・日コース

4月14日(土)・15日(日)・21日(土)・22日(日)・28日(土)・29日(日)、5月12日(土)・13日(日)(全8回)
午後2時～4時30分

場 2階陶芸創作室

募 各コース10人(先着順)

費 10,500円

申 ミュージアムショップまたは電話、ファクス、ホームページから。

◆陶芸創作イベント講座

「夏に大活躍！蚊取り入れをつくらう」

日 5月6日(日) 午後2時～4時30分

場 2階陶芸創作室 募 20人(先着順)

費 高校生以上2,500円、中学生以

下1,800円【粘土2kg】

申 4月5日(木) 午前10時より、ミュージアムショップまたは電話、ファクス、ホームページから。

リサイクルプラザの催し

衣浦衛生組合リサイクルプラザ
☎53-5379

◆フリーマーケット出店者募集

日 5月13日(日) 午前10時～午後1時

※荒天時5月20日(日)

募 碧南市または高浜市在住・在勤者で満20歳以上の営利目的でない方
※出店数 53店(先着順)
※1人2区画まで申込可(1店当たり2.5m×2.0m) 費 1区画500円

申 4月7日(土)～5月6日(日)
午前10時～午後4時(月曜休館)

月曜が、祝日・振替休日の場合は、直後の平日

申 住所などを証明できるもの(保険証、免許証、社員証など)を持参しリサイクルプラザへ

※電話申込不可

催 衣浦衛生組合リサイクルプラザフリーマーケット実行委員会



◆学生服のリサイクル

リサイクルプラザで回収・販売。数量・サイズにかぎりがあるので、早めに来場してください。

不用学生服回収 1点100円

目5月12日(土) 午前10時～午後3時

リサイクル学生服販売 1点300円

目5月13日(日) 午前10時～午後1時

※雨天決行

目リサイクルプラザまたは「高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会」

☎52-6598

4月1日開始 ワンポイントレッスン

サン・ビレッジ衣浦
☎41-2655

内募 水中ウォーキング(第1水曜日

午後2時～3時)、ヨガ(第2・

4水曜日 午後7時～8時) 15歳

以上(中学生を除く) 28人(要予

約)、リズム体操(第3水曜日

午後7時～8時) 15歳以上(中学

生を除く) 18人(要予約)、ポー

ルでエクササイズ(第1・3金曜

日 午後7時～8時)、アクアピ

クス(第2・4金曜日 午後7時

～8時)、親子スイミング(土曜

日午前11時～正午) 2部制 小学

1年生～4年生 各5人(要予約)

※小学3年生以下は保護者同伴

※変更が生じることがありますので
了承してください。

場 温水プール、軽運動室

費 大人40円、子ども20円

「なかまほいく高浜」参加者募集

☎52-2732(原)

「なかまほいく」はNPO法人新
座子育てネットワークのオリジナル
事業で、子どもの預け合いをプラス
したサークル活動です。いっしょに
遊び、お話ししながら、子育ての喜
びや悩みを分かち合います。詳
しくは問い合わせください。

目5月9日・16日・23日・30日、6

月6日・13日・20日・27日、7月

4日・11日の水曜日(全10回) 午

前10時～正午(受付9時50分)

場 高浜キリスト公会堂1階

募 0～3歳児と保護者12組

※全10回出席できる方

※定員になりしだい締切

費 4,000円

申①～⑧を記載しEメールで申込

①保護者と子どもの名前(フリガ

ナ) ②子どもの性別 ③子どもの生

年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥Eメール

アドレス ⑦アレルギーなど特記事

項 ⑧駐車場利用の有無

nakamahoiiku.takahama@out
look.jp

平成30年度スキルアップ講座

(在職者対象訓練) 受講者募集

県立岡崎高等技術専門校

☎0564-51-0775

第二種電気工事士筆記試験受験予

定者を対象に理論、法規、鑑別、配

線図などの演習をします。

目5月19日(土)・20日(日)

午前9時10分～午後4時30分

※2日目は午後3時40分まで

募 30人(申込多数の場合は抽選)

費 1,600円

※別途テキスト代1,188円要

申5月1日(火)【必着】

※講座名、氏名、生年月日、郵便番

号、住所、電話番号、職業を記入

し往復葉書かEメールで申込

okazaki.senmonko@pref.aichi.
g.jp

アフリカへ毛布を送る運動

アフリカへ毛布を送る運動

推進委員会安城支部

☎75-8183

洗濯済みまたは新品のシングル毛

布を会場まで持参してください。海

外輸送費募金活動(1,000円/1

枚)の協力もお願いします。

目5月20日(日) 午前10時～午後2時

場 Tぽーと(トニー高浜店)

CAMERA REPORT

カメラレポート

3/3
[土]

大山桜里親会

大山緑地を千本桜にするため桜の里親として植樹
を行ったのが始まりの里親会。毎年、植樹した桜の手入れを
行っています。今回は桜がテーマの川柳会も実施しました。
作品は高浜まちづくり協議会の看板に貼りだされます。花見
にあわせてお楽しみください。



定例おはなし会 【本館】 図書館本館 【吉浜】 吉浜図書室 【高取】 高取図書室

| | タイトル | 日 時 | 対象 | 読み手 |
|----|------------------------|--|----|---------------------|
| 本館 | 読書アドバイザーの日 | 月曜日 午後3時～3時30分 | 幼 | 読書アドバイザー 「カタリーネ」 |
| | | 水・金・土曜日 午前10時30分～11時 | 乳 | |
| | みんなおいでおはなし会 | 4月7日・21日(土) 午後2時30分～3時 | 幼 | 土ようおはなし会 |
| | トキの会のおはなし会 | 「トキの会のおはなし会」は、3月で終了しました。 | | |
| | みんなのおはなし会 「よむよむ」 | 4月28日(土) 午後2時30分～3時 ※4月から開催曜日が変わりました。 | 幼 | 図書館スタッフ |
| 吉浜 | 吉浜おはなしタッチ | 4月11日(水) 午後3時～3時30分 | 幼 | 図書館スタッフ |
| | ベビーブックのひととき | 4月12日(木) 午前10時30分～11時30分 | 乳 | マザリーズ |
| 高取 | 赤ちゃんおはなし会 「あんよ☆あんよ」 | 毎週月曜日 午前10時30分～11時 | 乳 | 図書館スタッフ |

※乳…乳幼児と保護者、幼…幼児～小学生

「読書通帳チャレンジ」

期 間 4月1日(日)～6月30日(土)
と ころ 図書館、高取図書室、吉浜図書室
内 容 期間中に読書通帳(読んだ本を記録できるノート)をはじめて作成、または更新した方にしおりをプレゼント
 ※読書通帳は年間通して作成できます
対 象 高浜市内の学校に通う小学生・中学生

一日司書体験

と き 5月4日(金・祝)
 ①午前9時30分～11時30分 ②午後2時～4時
と ころ 図書館
内 容 カウンター作業、バックヤード探検、本のPOP作成などの司書の仕事体験 ※①②は同じ内容
対 象 小学生～高校生 **定 員** 各回6人(申込順)
受 付 4月4日(水)～ ※図書館へ直接または電話で申込

健康自生地からの おしらせ

人気の「健康体操」の定員に余裕ができました!

市内各地で健康体操講師をしている長田洋子先生を迎えて実施中の2教室です。いつも元気いっぱいの声が響いています!

(「健康自生地」は、商標登録第5486837号です。)



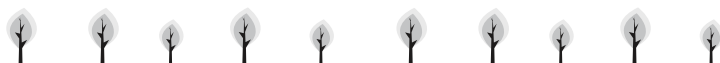
健康自生地って何?

家に閉じこもって生活が単調・不活発になると、認知症をはじめとする介護のリスクが急速に高まります。高齢者の皆さんが閉じこもることなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、皆さんが自分から出かけたくなるような場所や地域の皆さんとふれあえる場所を、高浜市では「健康自生地」と名づけ、認定しています。

各健康自生地の運営は、地域の皆さんが自主的に行い、高齢者の皆さんの居場所づくりに協力いただいています。



| 健康自生地 | 実施日 | 時 間 | 場 所 | 参加費 | 予約 |
|------------------------------------|-------|-------------|---------------------------------------|-----------------------|----|
| No.17 脳活性発汗ニコニコ体操 (☎52-2123) | 毎週火曜日 | 9:30～10:30 | 南部第2ふれあいプラザ ※旧南部公民館 (碧海町三丁目5-4) | 1回100円 | 不要 |
| No.30 悠遊百筋体操 (☎53-0850) | 毎週金曜日 | 14:00～15:00 | 大山公民館 (春日町二丁目1-1) | 初回のみ500円、 以降1回100円 | 不要 |



たかはま元気

検索 🔍

問合せ先 **いきいき** 健康推進グループ ☎52-9873

専用ホームページ「たかはま元気deねっと」 <http://www.takahamashi.info/>



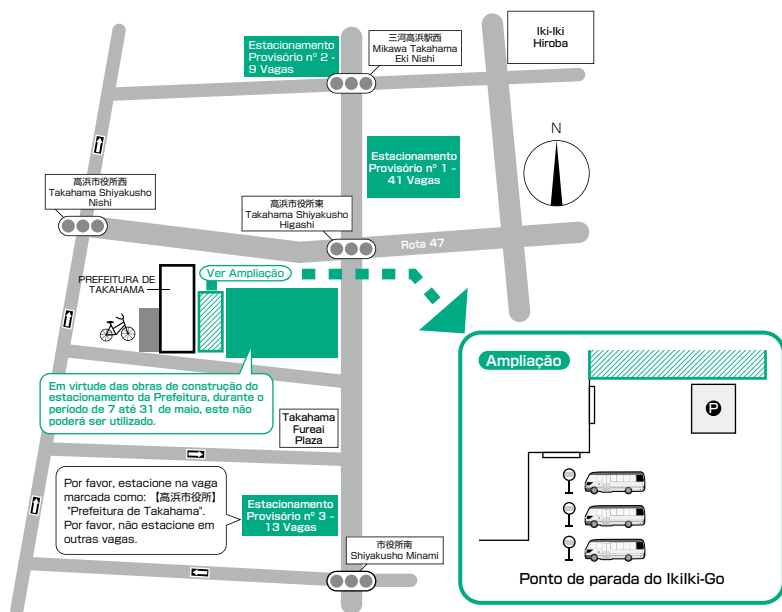
Em virtude das obras de construção do estacionamento da Prefeitura, durante o período de 7 até 31 de maio, este não poderá ser usado.

市役所駐車場は全面工事のため5月7日(月)～31日(木)使用できません

Por favor utilize os estacionamentos provisórios.

※ Existe somente uma vaga prioritária, destinada para pessoas com debilidades físicas, idosas e gestantes.

※ Durante este período o ponto de parada do Ikiiki-Gou será ao lado da entrada da prefeitura.



Estacionamento da Prefeitura- planejamento

Do dia 7(segunda-feira) até 31(quinta-feira) de maio – não poderá ser utilizado

Do dia 1(sexta-feira) até 25(segunda-feira) de junho - liberação parcial do estacionamento, 25 vagas.

A partir do dia 26(terça-feira) de junho, liberação total do estacionamento, 80 vagas.

INFORMAÇÕES : Gyosei grupo ☎52-1111 (Ramal 328)

Haverá mudanças na separação de lâmpadas fluorescentes e pilhas.

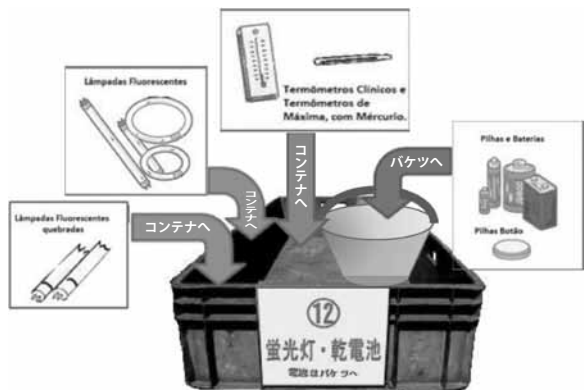
「蛍光灯・乾電池の分別が変わります」

A partir do dia 1 de abril haverá alteração na separação de lâmpadas fluorescentes e pilhas

Desta vez, foi criada uma nova caixa para 『蛍光灯・乾電池- Lâmpadas fluorescentes e Pilhas』, e a caixa 『有害ごみ-Resíduos nocivos』, será renomeada para 『コード類・テープ類 使い捨てライター- Fios, fitas diversas e isqueiros descartáveis』. O conteúdo é o seguinte:

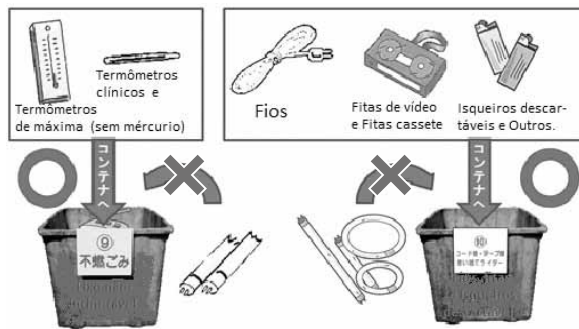
1 As Lâmpadas fluorescentes-pilhas, serão colocadas na nova caixa 『Lâmpadas fluorescentes-pilhas』

Por favor, coloque quaisquer lâmpadas fluorescentes na caixa 『Lâmpadas fluorescentes - Pilhas』. As pilhas deverão ser colocadas no balde, que se encontra na caixa 『Lâmpadas fluorescentes - Pilhas』.



2 Haverá mudanças parciais na utilização das caixas de Lixo 『不燃ごみ não-incinerável』 e 『有害ごみ Resíduos nocivos』.

As lâmpadas fluorescentes e as baterias não serão mais descartadas na caixa de 『不燃ごみ lixo não-incinerável』, na caixa 『コード類・テープ類・使い捨てライター- Fios, fitas diversas, isqueiros descartáveis』, descarte estes itens. Obrigado pela sua cooperação.



INFORMAÇÕES : Shimin seikatsu grupo ☎52-1111 (Ramal 265)

たかはま アーカイブ



市では、これまで高浜が歩んできた歴史や人々の記憶を知り、市の有形・無形の資料を整理して後世へ伝えるとともに、今を生きる私たち、そして将来のまちづくりに活かしていくことを目的として、市民の皆さんの協力を得ながら、新たな「高浜市誌」の編さんを進めています。

タイトルにあるアーカイブとは「記録保管所」という意味です。このコーナーでは、編さん作業の中で掘り起こされた写真や資料などを中心に、まちのこれまでのあゆみや魅力・自慢などを紹介していきます。

「こんなことを知っている!!」「他にもこんなことがあったよ!」といった情報がありましたら、ぜひお寄せください。

人びとの記憶に刻まれる、土管のある風景

[青木町・碧海町]



▲土管坂沿いに建ち並ぶ登り窯 (高浜市立郷土資料館蔵)



▲現在の土管坂。かつて工場だった場所は宅地に姿を変えている。



▲土管工場の面影が残る

高浜市はかつて、土管の生産がとても盛んなまちでした。明治19(1886)年、高浜の神谷源之助が、常滑で土管屋を営んでいた伊藤清吉という人物と共に、青木町八丁目付近(通称:土管坂)の丘陵を利用して登り窯を築き、土管の製造を始めました。これが高浜市のみならず西三河における土管生産の始まりといわれています。このことから、神谷源之助と伊藤清吉は「三河土管の元祖」といわれています。(Y・H)

問合せ先 [いきいき](#) 文化スポーツグループ ☎52-1111 (内線330)

高浜を愛し、高浜の良さを学んで高浜でたくましく生きる未来市民の育成

「学校」「家庭」「地域」が一体となって子どもたちを育むため、毎月のめざす学習習慣を皆さんと共有します。

〈めざす年長児〉いろいろなことに興味・関心を持ち、やってみます。

〈めざす小6生〉友達の考えを大切にし、自分の意見をわかりやすく伝えます。

〈めざす中3生〉友達の考えを聞いて、自分の考えに生かします。

4月
前向きに
取り組む子

高浜市が育てていきたい生活習慣・学習習慣育成プロジェクト

[いきいき](#) 教育センターグループ ☎52-1111 (内線311)

**LEIA A PÁGINA
EM PORTUGUÊS!**

ポルトガル語は25ページ

早期配布にご協力ください。